



# 東アジア共同体実現に向けての提言 — 東アジア諸国との信頼醸成をめざして —

2006 年3月  
(社)経済同友会

# 目 次

はじめに	1
<b>I. 東アジア域内協力</b>	<b>2</b>
1. 東アジア諸国の経済発展と域内経済協力	2
(1) 東アジアへのパワーシフトと域内経済依存関係	
(2) 域内でのパワーシフトと経済格差	
(3) 東アジア経済統合の課題	
2. 東アジア域内の政治的課題	4
(1) 域内の政治問題	
(2) 東アジアの近代史を踏まえて	
(3) 域内協力の推移	
(4) 日本の東アジアへの協力の推進	
<b>II. 東アジア共同体の必要性と基本的あり方</b>	<b>6</b>
1. 東アジア共同体の必要性	6
(1) 域内における信頼醸成と平和構築	
(2) 健全なナショナリズムの醸成	
(3) 東アジア経済統合の制度化	
2. 東アジア共同体の基本的あり方	7
(1) 「共同体」実現の基本的道筋	
(2) イコール・パートナーシップの構築	
(3) ASEAN を軸にした同心円的拡大	
(4) 開かれた共同体の実現	
(5) 域内全体としての格差是正の仕組みの構築	
(6) 東アジア共同体の目的と基本理念	
(7) 東アジア的特質のある共同体	
3. 日本にとっての東アジア外交の戦略的重視を	10
<b>III. 東アジア共同体実現に向けた4つの提言</b>	<b>10</b>
1. 日本と中国及び韓国の首脳会議の早期実現	
2. 域内 FTA/EPA の促進の為、日本の大幅な農産物等の市場開放	
3. 東アジア地域開発基金（仮称）の創設	
4. 東アジア共同体推進諮問会議（仮称）の創設	
終わりに	11
巻末資料：1) 東アジアの近代史（年表）	13
2) 東アジア協力の推移（年表）	19
3) 欧州連合（EU）の歴史	21
4) その他資料	27
会合開催一覧、アジア委員会名簿	

# 東アジア共同体実現に向けての提言

——東アジア諸国との信頼醸成をめざして——

## はじめに

2004年10月の第30回日本・ASEAN経営者会議では、「東アジア経済共同体設立促進のための共同声明」を採択して小泉純一郎総理に意見具申したが、2005年12月の第1回東アジアサミットでは、東アジア共同体実現の為の協力強化が関係各国で確認された。2005年11月の第31回日本・ASEAN経営者会議での議論を踏まえ、東アジア共同体実現への道筋について考えを纏めることとした。

近年、経済活動がグローバル化している状況下、東アジア地域の経済発展は目覚しく、同時に、東アジア諸国間の経済的依存関係が増大し、今後も同地域の大きな経済発展が予想される。その結果、東アジア域内の経済・金融面での協力の重要性が増しているが、同時に、地球環境、資源・エネルギー、感染症、テロ問題等、複数国の協力の下で解決すべき問題、課題も増加しており、東アジア共同体の必要性が大きな議論となっている。

東アジアの経済発展に大きく依存している日本は、今後、東アジアの一員として、東アジア諸国の信頼を得ながら、共存、共栄する必要がある。しかし現状は、日本の国連常任理事国入りへの東アジア諸国の対応に示されるように、日本は、東アジア諸国の信頼を十分に得ているわけではない。日本にとって、東アジア共同体実現のために東アジア諸国との連携及び協力を強化することは、日本と東アジア諸国との信頼醸成に資することになり、延いては関係諸国の信頼を勝ち得ることに繋がり、その結果として、日本の未来の安全と繁栄がもたらされることになろう。

共同体実現は決して平坦な道程ではないが、域内貿易比率(ASEAN+3(日中韓))(\*)は、既に50%を超えており、東アジア域内の実質的な経済統合だけは先行して大きく進んでいる。従って、共同体実現を最終目標にして、域内の通商制度をFTA/EPA(自由貿易協定/経済連携協定)を中心に制度化し、経済、政治、文化面の様々な分野での協力関係を構築することは、域内の安定的な経済成長をもたらすだけでなく、相互理解の促進と共に、域内の政治的安定と平和構築に資する。しかしながら、東アジア諸国は、共同体の成功例であるEUと異なり、政治、経済、文化面の多様性があり、東アジアで共同体を実現していくには、東アジア的特質を踏まえることが不可欠である。

東アジア共同体実現に向けた日本の役割は大きい。日本の役割を一言で述べるならば、「東アジア諸国間の良いチームワーク作りの為の良きリーダーシップの発揮」である。

(※)以下、東アジアと言った場合は、ASEAN+3をさす。但し、各種データに関しては、ASEAN+3に台湾、香港を含む。

# 1. 東アジア域内協力

## 1. 東アジア諸国の経済発展と域内経済協力

### (1) 東アジアへのパワーシフトと域内経済依存関係

1997、98年のアジア金融危機による一時的停滞はあったが、東アジアの経済成長は目覚ましく、1999年以降、年率約7.1%平均（日本を除く）の経済成長を続け\*1、世界のGDPに占める東アジアのシェアは、16.3%（1980年）⇒20.3%（2004年）に拡大し\*2、2020年には27.0%にシェアを拡大する\*3との予測がある。又、東アジアは、世界貿易におけるシェア及び対内直接投資も増加させており、世界の輸出の東アジアの占める割合は、14.1%（1980年）⇒22.3%（2004年）に拡大し\*4、対内直接投資は、1980年から2004年で、金額ベースで36.6倍、世界シェアで6.8%から21.2%に増加している\*5。\*1 ジェトロ貿易投資白書2003年、2005年より計算、

表1：東アジアの経済成長

	1980年	2004年	2020年(予測)
世界のGDPに占める東アジアのシェア*2	16.3%	20.3%	27.0%*3
世界の輸出に占める東アジアのシェア*4	14.1%	22.3%	—
世界の対内投資に占める東アジアのシェア*5	6.8%	21.2%（金額で36.6倍）	

\*2 IMF World Economic Outlook Databaseより計算、\*3 経済産業省通商白書2005第3-3-5図、\*4 IMF, Direction of Trade Statistics, CD-ROM December 2005及び台湾財務部データより三井物産戦略研究所作成、\*5 UNCTAD, World Investment Report 2005より三井物産戦略研究所作成

一方、東アジアは、域内経済依存度を急速に強めており、域内貿易比率は、33%（1980年）⇒54%（2003年）に急上昇しており、拡大EU（欧州連合）25カ国の67%には及ばないが、旧EU15カ国の60%に近く、NAFTA（北米自由貿易協定）という制度をもつ北米地域の45%を上回っている\*6。

\*6 経済産業省通商白書2005第3-4-1図（添付資料4：グラフ4-4参照）

又、日本の貿易の東アジアへの依存度は高まり表2、日本からの東アジア向け輸出は、34.0%（1998年）⇒47.8%（2004年）と13.8ポイント増加し、東アジアからの輸入は、35.6%（1998年）⇒43.7%（2004年）と8.1ポイント増加しており、その内中国向け輸出と中国からの輸入の増加が7.9ポイントと7.5ポイントと大きな割合を占めている\*7。ASEAN各国、韓国ともこの様な東アジア及び中国への依存傾向が見られ、中国も東アジアへの依存を高めている。

表2：日本の貿易の東アジアへの依存度

	1998年	2004年	増加分（中国の寄与分）
日本の輸出の東アジア向けシェア	34.0%	47.8%	+13.8%（+7.9%）
日本の輸入の東アジアからのシェア	35.6%	43.7%	+8.1%（+7.5%）

\*7 IMF, Direction of Trade Statistics, CD-ROM December 2005及びADB, Key Indicators of Developing Asia and Pacific Countriesより三井物産戦略研究所作成

又、東アジア域内での生産ネットワークも深化してきており、組み立て工程で比較的人手の掛かる完成品については、日本、NIEs（韓国、香港、台湾、シンガポール）が中間品（中国、ASEANが生産できない部品）を中国、ASEANに輸出し、中国、ASEANが完成品を組み立て、米国、EU等に輸出するという様な三角貿易が進んでおり、最先端技術が必要な完成品等については、日本及びNIEsが完成品を生産するという、域内分業体制が構築されている。日本の企業の中にも、ASEANでの生産体制に変化が見られ、完成品の生産をASEANの特定国に集中し、その他のASEAN各国の自社工場から部品を調達するといったASEAN域内での企業内分業も進展している。

## (2) 域内でのパワーシフトと経済格差

急速な発展を続ける東アジアで、域内でのパワーシフトが起こっている。東アジア諸国の1990年の一人当たりGDPを見ると\*表3、1万ドル超の国は、日本、シンガポールとブルネイのみで、韓国ですら発展途上国であった。2004年になると、シンガポールが先進国となり、韓国が中進国となり先進国に移行しつつあり、マレーシアとタイが発展途上国から中進国へ移行しつつあり、中国、インドネシア、フィリピンが1000ドルを超え、域内各国の経済成長が進んでいる\*8。

又、中国経済が急成長を遂げる中、日本の貿易相手国は、2003年まで米国が最大であったが、2004年に香港を含む中国との貿易が最大となり、前述の様に、日本の経済発展は中国を含む東アジアに大きく依存している。この経済面での中国依存の傾向が、その他の東アジア諸国にも見られる。以上の様な状況下、最早日本が域内唯一の先進国ではなく、新たな国際分業、経済関係が生まれている。

表3：東アジア各国の一人当たりGDPの推移

	1990年	2004年
日本	24,724 ドル	36,595 ドル
シンガポール	12,219 ドル	23,999 ドル
ブルネイ	15,049 ドル**	14,352 ドル
韓国	5,893 ドル	13,806 ドル
マレーシア	2,432 ドル	4,418 ドル
タイ	1,528 ドル	2,556 ドル
中国	342 ドル	1,490 ドル***
フィリピン	725 ドル	1,019 ドル
インドネシア	628 ドル	1,003 ドル
ベトナム	97 ドル	494 ドル
ラオス	210 ドル	401 ドル
カンボジア	106 ドル	321 ドル
ミャンマー	68 ドル	142 ドル

\*8 内閣府政策統括官室編「世界経済の潮流」及び IFM World Economic Outlook

\*\*ブルネイは1992年の数字、\*\*\*21世紀中国総研作成数値

一方、東アジアは、非常に経済格差の大きな地域であり、ミャンマーの一人当たり GDP は 142 ドルであり、日本、シンガポールと比較し 100 分の一以下である。又、一人当たり GDP が 1000 ドル以下の国は、ベトナム、ラオス、カンボジアを含め 4 カ国もある (※)。

(※参考までに、EU25 カ国で一人当たり GDP が一番低い国のラトビアは、5822 ドルである。)

### (3) 東アジア経済統合の課題

前述の様に、2003 年の東アジアの域内貿易比率は 54% であり、ASEAN 自由貿易協定 (AFTA) 以外の自由貿易協定がない状況でこの比率を達成しており、事実上、東アジアの経済統合が進んでいると言えよう。2004 年 12 月には ASEAN と中国が自由貿易協定 (FTA) を締結し、2005 年 12 月に韓国がタイを除く ASEAN 9 カ国と FTA を締結したが、東アジアの安定的かつ持続的な経済発展を促がす為には、東アジア域内全体の自由貿易協定等の制度的経済統合の必要性が高まっている。その為には、日本が率先して東アジア諸国との FTA/EPA を締結する必要があるが、ASEAN 全体との EPA 交渉の進展は遅く、中国、韓国の後塵を拝している。また、韓国との EPA 交渉は中断状態であり、中国との交渉は開始すらしていない。

又、経済統合が進んだにも拘らず、域内間の決済通貨はドル中心であり、自国通貨の対ドルレートの変動が自国経済に大きな影響を与える状況が続いている。自国通貨をドルにペッグさせる国もあるが、これらの国々でも、貿易黒字の大きな国は、自国通貨の切り上げ要求と共に、ドル下落による増大した外貨準備の為替損失のリスクを負っている。又、貿易赤字の国々は常に自国通貨の切り下げリスクにさらされている。従い、東アジア域内の通貨の安定を図る為の協力が重要であり、1997、98 年の東アジア通貨・金融危機以降、通貨スワップ協定であるチェンマイ・イニシアチブ、アジア債券市場、アジア債券基金等の協力が進んでいるが、これらの協力を更に拡大、深化させる必要があり、日本の果たす役割は大きい。

一方、前述の様に、東アジア域内の経済格差は、非常に大きく、この格差を是正する必要があり、大きな課題である。

## 2. 東アジア域内の政治的課題

### (1) 域内の政治問題

現在、東アジア域内では、日本と中国・韓国との政治関係、朝鮮半島問題、台湾海峡問題、領土・資源開発問題、人権問題に起因する外交問題等、解決の困難な根深い課題があり、これらの問題を解決する為にも、東アジア共同体実現という目標にむけた関係国間の未来志向の対話が果たす役割は大きい。

又、東アジアは、米国との関係を抜きにして、域内の安全保障を語ることは出来ない。従って、米国の東アジア共同体に対する理解を深める為、一層努力する必要があると共に、東アジアの大国である中国と米国との信頼醸成が重要である。

## (2) 東アジアの近代史を踏まえて

日本が東アジア諸国と今後、未来志向の関係を構築する上で重要なことは、日本が 20 世紀前半に東アジアでどのようなことをしたのかを踏まえることが前提となるが、ベースとなるのは、終戦 50 周年の村山総理談話と終戦 60 周年の小泉総理談話である。村山談話では、半世紀にわたるアジアへの侵略と植民地支配という事実を認め、加害者としての反省と謝罪にたって、過去と決別した戦後の平和国家日本をコミットしている。小泉談話は、村山談話を踏襲しつつ、「戦争への反省を行動で示した平和の 60 年」を強調している。(巻末資料 1 「東アジア近代史」及び巻末資料 4-1 「村山総理談話」、資料 4-2 「小泉総理談話」を参照。)

日本は過去の歴史を正確に把握すると共に、中国、韓国を含む東アジア諸国の人々の感情を配慮し、出来るだけこれらの国々の不信を招く、行為は慎むべきであり、その様な事態を招いた場合は、誠意を持って誤解を解くべく、関係国に丁寧に説明し、日本としての明確な意思を示すことが肝要である。

現在、歴史認識問題、教科書検定問題、靖国神社参拝問題、領土問題等、多くの懸案が日本と中国、韓国の間で提起されているが、日本側並びに中国・韓国側双方ともに積極的に二国間対話を促進し、より建設的な協議ができるように、正確な歴史事実を共有できる環境整備が必要である。特に歴史認識問題の共同研究の方法については、客観性を担保する為、二国間だけの研究に限らず第三国を入れての研究の有効性も含めて、中韓両国等と検討していく必要がある。

## (3) 域内協力の推移

東アジア域内統合の最初の動きは、1990 年 12 月にマレーシアのマハティール首相(当時)が東アジア経済協議体(EAEC)構想を提唱したことであった。しかし、この EAEC 構想は、米国の反対を斟酌した日本が消極的だったこともあり、実現しなかった。

実際の東アジア協力は、1997 年 12 月に開催された ASEAN 首脳会議に、ASEAN 設立 30 周年を記念して、日本、中国、韓国が招かれ「ASEAN+3 首脳会議」が開催されたことから始まり、以降毎年「ASEAN+3 首脳会議」が開催されることになった。(巻末資料 2 : 「東アジア協力の推移」を参照。)

東アジアの地域協力の必要性が認識されたのは、1997、98 年に発生した東アジア通貨・金融危機対応であった。日本は、1998 年 10 月の IMF 年次総会で、「新宮沢構想」による、計 300 億ドルの融資を発表し、2000 年 5 月の ASEAN+3 財務大臣会議で、「チェンマイ・イニシアチブ」が合意され、日本、中国、韓国、タイ、マレーシア、フィリピン、インドネシア、シンガポール間で、2003 年末までに総額 415 億ドルの二カ国間通貨スワップ協定が締結された。(2005 年 11 月の時点で、総額 585 億ドルに拡大されている。)又、金融協力の分野では、その他に、アジア債券市場イニシアチブ、アジア債券基金の創設等、日本は積極的に協力を進めている。

ASEAN+3 での協力は、金融分野以外にも、環境協力、エネルギー協力、緊急米備蓄協力、テロ対策、感染症対策等、様々な分野で実質的に進んでおり、事務レベル級も含め、17 分野で 50 近い会合が既に組成・開催されている。

東アジア共同体構想については、1998年12月のASEAN+3首脳会議での提案を受けて、民間有識者で構成されたEast Asia Vision Groupが組成され、2001年11月のASEAN+3首脳会議で「Towards an East Asia Community」のレポートが提出されたことで、東アジア域内統合の動きが強まり、2005年12月に第1回東アジアサミットが、ASEAN+3に、オーストラリア、ニュージーランド、インドを加え開催され、東アジア共同体実現に向けての協力強化が確認された。

#### (4) 日本の東アジアへの協力の推進

日本は、2000年までは世界第一のODA（政府開発援助）供与国で、現在でも米国に次いで世界第二位のODA供与国である。発展途上国の産業育成の為にインフラ整備、人材開発を主目的とし、無償資金協力、技術協力、円借款等を、東アジアを中心に供与してきた。また、日系企業が東アジア各国へ進出することで、東アジアの経済発展に積極的に貢献してきた。しかし、2005年の国連常任理事国改革に関する日本等が提案した案に、中国、韓国が反対したことはもとより、ASEAN各国からの支持が得られなかったことは、東アジア各国の日本への信頼感が、日本が期待するほど醸成されていないことを示している。

しかし、日本のODAは、今後もベトナム、ラオス、ミャンマー、カンボジア等の発展途上国の下位に位置する国々にとって非常に重要なものとなる為、これらの国々に積極的に供与を継続すると共に、従来のODA供与方法では真の信頼醸成に繋がらなかったことを反省し、日本への真の信頼醸成に繋がる日本の顔が見えるODAの供与方法を模索すべきである。

又、東アジアの国々に進出する日本企業は、現地でもCSR（企業の社会的責任）を、積極的に実践することで、民間ベースの信頼醸成に貢献すべきである。

前述の「チェンマイ・イニシアチブ」は、ASEAN+3の蔵相会議での日本の提案から実現したものであるが、金融分野では、アジア債券市場イニシアチブ、アジア債券基金の創設等に、日本は積極的に協力を進めており、今後も継続、強化すべきである。ASEAN+3の関係では、首脳会議、外相会議、蔵相会議は勿論、エネルギー大臣会議、環境大臣会議、農林大臣会議等、様々な分野での会議が開催されており、日本は、これらの会議を積極的に活用し、イニシアチブを発揮し、更なる東アジアの協力関係を構築することによって、日本への信頼醸成に努めるべきである。

## II. 東アジア共同体の必要性と基本的あり方

### 1. 東アジア共同体の必要性

#### (1) 域内における信頼醸成と平和構築

前述の様に、経済のグローバル化に伴い、東アジア域内通貨の安定、アジア債券市場の構築・育成、地球環境、資源・エネルギー、感染症、テロ問題等、東アジア域内で協力、解決すべき問題が多くある状況下、東アジア全体の共存、共栄と平和の構築を目標とした東アジア共同体の実現をビジョンに掲げることの意義は極めて大きい。

この東アジア共同体実現という共通のビジョンを関係各国で共有することが、東アジア経済統合の制度化を筆頭に、域内の各種分野における協力を更に促進させ、関係各国の信頼関係を醸成し、延いては域内の諸課題の解決及び域内の平和に資するものとなる。日本は、この東アジア共同体実現に向けたビジョンの共有化及び、域内の様々な協力分野で、イニシアチブを発揮することで、関係各国よりの真の信頼を得られるよう努力する必要がある。

## (2) 健全なナショナリズムの醸成

前述の様な域内でのパワーシフトに伴う各国間の摩擦が、最近の日本と中国や韓国との関係に見られる様に、増大しており、これまで以上に、各国間の信頼醸成の為の対話が重要となる。従って、東アジア共同体実現という共通ビジョンの共有の下、特定の国の覇権を許さず、域内各国のイコール・パートナーシップを再確認し、各国が健全なナショナリズム(※)を醸成する努力をなすべきである。この域内各国間の政治的安定無くして、域内の経済発展も持続しないと考える。

(※) 健全なナショナリズムとは、スポーツの試合等で、「相手国に敬意を払いながら、自国を応援する」と言う様な、排外的でないナショナリズムの意味である。

## (3) 東アジアの経済統合の制度化

前述の様に、東アジア域内の実質的経済統合が進展する中、経済統合を制度化する意義は非常に大きく、更なる、そして持続可能な東アジア全体の経済発展に資することになる。東アジア共同体実現の第一歩として、東アジア域内の自由貿易圏の構築が重要となるが、その前段階として現在、ASEAN を中心とした FTA の締結が進んでいる。前述の様に、日本・ASEAN 間の FTA を含む経済連携協定 (EPA) の締結が遅れることは、日本の東アジア共同体へのイニシアチブの欠如と見られるだけでなく、東アジア域内の生産ネットワークに日本だけが乗り遅れることにより、日本にとって大きな損失となる。

又、財サービスの取引の自由化だけでなく、人の移動の自由化、通貨・金融制度、基準認証の統合、知的財産権保護、投資の自由化等の、制度整備も不可欠である。

## 2. 東アジア共同体の基本的あり方

### (1) 「共同体」実現の基本的道筋

共同体の成功例である EU の経済統合でさえも、当初の構想から 50 年におよぶ長期間の事業であった。1951 年の欧州石炭鉄鋼共同体 (ECSC) の創設、1958 年の欧州経済共同体 (EEC)、欧州原子力共同体 (Euratom) を経て、各国の付加価値税、消費税等の共通化、金融市場・金融サービスの自由化等を含んだ実質的な EU の経済統合は 1993 年である。また、EU は、当初 6 カ国体制から始まり、徐々に加盟国を増やし、1995 年に 15 カ国体制、2004 年に 25 カ国体制となった。東アジア共同体も、この様な、出来る事から一つずつ始めるという、プロセスは学ぶべき点である。(巻末資料 3 : 「欧州連合 (EU) の歴史」を参照。)

東アジア共同体を議論する場合、先にも述べたが、まず「共同体」というビジ

ョンを関係国が共通認識として合意・共有することが重要であり、「共同体」という目標を掲げつつ、関係諸国間の FTA 締結、東アジア域内自由貿易圏構築、人の移動の自由化、通貨・金融協力、エネルギー・環境協力、基準認証の統合、知的財産権保護の整備等、できる協力分野から進めるというスタンスが必要である。こうした一つずつの成果を「共同体」形成のプロセスとし、「共同体」実現に繋がると考えるべきであろう。

## (2) イコール・パートナーシップの構築

前述の通り、域内パワーシフトが進展する中、「先進国は日本だけ」の時代は終焉しつつあり、域内の新たな関係構築が必要となっている。東アジア共同体の目的及び運営原則として、ASEAN 加盟及び東アジアサミット参加の必要条件である「東南アジアにおける友好協力条約」(巻末資料 4-3 を参照)の目的、基本原則をベースに、平和共存、共同繁栄、相互協力、内政不干涉、紛争の平和的解決、軍事力行使の放棄を再確認し、関係国のイコール・パートナーシップを構築することが重要である。

## (3) ASEAN を軸にした同心円的拡大

1967 年の ASEAN の設立、1992 年の ASEAN 自由貿易地域 (AFTA) の合意、1997 年の第 1 回 ASEAN+3 会議の開催等、常に東アジア域内の地域統合をリードしてきた ASEAN を軸にした地域統合を取るべきであり、東アジア共同体推進の主要メンバーとして、日本、中国、韓国が加わり、更にその外円として、オーストラリア、ニュージーランド、インドが分野毎に協力するという進め方が現実的である。これは、2005 年 12 月の第 1 回東アジアサミットにおいての、おおまかな合意であったと考える。

既に述べた様に、東アジア共同体は、一つずつの協力分野の積み重ねの結果であり、場合によっては、ASEAN+3 や東アジアサミット参加国以外の組み合わせ、例えば、日本、中国、韓国の 3 カ国のみでの協力分野、更には、米国やロシア等域外国の協力が必要な分野も考えられ、参加国に関しては協力分野毎に柔軟に対応すべきである。しかしながら、東アジア共同体を推進するに当たり、やはり、域内の経済大国である日本と中国のリーダーシップは必要不可欠であり、この両国の関係改善が急務となる。

又、東アジアの安全保障を考えた場合、米国との関係を無視することは不可能であり、米国の理解を得る為には、APEC (アジア太平洋経済協力会議) の維持、拡大等により、東アジア共同体への理解を得る様、一層努力する必要がある。

## (4) 開かれた共同体の実現

開かれた共同体とは、どの様な国でも入れる共同体という意味ではない。開かれた共同体とは、経済のブロック化ではなく、WTO (世界貿易機関) の枠組みに沿った通商政策とともに、国連を軸とした国際協調体制と整合性を持った共同体という意味である。その為には、EU、NAFTA (北米自由貿易協定) との対抗で

はなく、世界経済の発展に資する域内統合であり、世界市民として貢献できる共同体でなければならない。

特に、1990年のマレーシアのマハティール首相（当時）が提案した東アジア経済協議体（EAEC）構想に反対した米国の理解を得る必要があり、APEC等の場を利用して、常に米国を含め域外国に対する説明を継続する必要がある。

#### (5) 域内全体としての格差是正の仕組みの構築

東アジア共同体の第一歩は、域内自由貿易圏の構築であるが、域内の経済格差を放置したまま自由貿易を実施すると、発展途上の下位に位置する国々は、自国の産業を発展させる前に、他国製の製品を輸入せざるを得なくなり、その国が育成したい産業分野を発展させることが困難となる。従い、経済格差を是正する為には、発展途上国の育成したい産業を的確に把握し、その産業育成に役立つインフラを整備し、その産業に関する技術移転及び人材育成の援助、支援を進める必要がある。

その為には、所謂、ADB（アジア開発銀行）等の国際機関のODA及び二カ国間のODAに加えて、日本を含めたより経済発展の進んでいる域内の国々から経済発展が遅れている域内の国々への、域内の援助、支援体制が必要不可欠であり、東アジア共同体実現に向け大きな役割を果たすと考える。

#### (6) 東アジア共同体の目的と基本理念

以上、東アジア共同体のあり方に付いて述べて来たが、共同体を形成するには参加国の間で基本理念を共有化することが不可欠である。基本理念の共有化のためには、具体的にまず、基本理念に加えて目的及び運営原則を明確にすることが重要であり、ここで整理したい。

「共同体の目的」：東アジア域内の共同繁栄と平和共存

「共同体の基本理念」：民主主義、市場経済、基本的人権

「共同体の運営原則」：相互協力、内政不干渉、紛争の平和的解決、軍事力行使の放棄、地域格差の是正、イコール・パートナーシップ

#### (7) 東アジア的特質のある共同体

東アジアの大きな特質の一つとして、様々の政治体制の国々が存在していることが挙げられる。東アジア共同体に参加しようとする国々が共有すべき基本理念として、「民主主義」「市場経済」「基本的人権」を挙げたが、現状においては、これらの理解については関係各国間で大きく異なる点がある。したがって、これらの理念の共有化は共同体実現のプロセスの中で、時間をかけて醸成すべきであり、それに至る道筋や具体的適応については、各国の自主性が尊重されるべきである。

又、前述の通り、東アジアは非常に経済格差の大きな地域であり、この格差を出発点として、格差是正を東アジア共同体の運営原則の一つとしている。

### 3. 日本にとっての東アジア外交の戦略的重視を

日本にとっての現在の外交政策は、「日米同盟」と「国際協調」が基本である。しかしながら、今後も、中国を含む東アジア経済に大きく依存してゆく日本としては、「東アジア外交の戦略的重視」を日本の外交政策の3本目の柱とするべきである。日本は、この国家としての方針を明確にした上で、東アジア共同体の実現に向けた、東アジア自由貿易圏構築を含む東アジアでの様々な分野での協力のイニシアチブをとることが、中国、韓国及びASEAN諸国との信頼醸成に繋がり、ひいては、中国、韓国との関係改善にも繋がると考える。

## III. 東アジア共同体実現に向けた4つの提言

2005年12月にクアラルンプールにおいて開催されたASEAN+3（日中韓）首脳会議及び第1回東アジアサミットで、東アジア共同体実現に向けた協力強化に関する、参加国間の共通認識ができたが、上記の通り、日本にとって共同体実現の為に、積極的にイニシアチブを発揮することは、極めて重要かつ必要不可欠なことである。この共同体実現に向けて、当面かつ喫緊の課題として日本政府に以下4つの提言をする。

### 1. 日本と中国及び韓国の首脳会談の早期実現

将来の東アジア共同体実現及び、その第一段階としての東アジア自由貿易圏の構築は、日本と中国及び韓国の信頼関係が無くては、実現は不可能である。従い、日本と中国及び韓国の夫々二カ国間首脳会談の早期実現及び定例化の為に条件整備を早急にすべきである。

特に、政府首脳靖国神社参拝を一因とする中国、韓国との関係悪化については、村山総理談話、小泉総理談話を踏まえ、日本自身が近代史を総括、対東アジア関係のあり方を主体的に検討し、戦没者の追悼方法も含め、早急に友好的かつ建設的な解決を期待する。

### 2. 域内FTA/EPAの促進の為に、日本の大幅な農産物等の市場開放

東アジア共同体実現の為に、その第一段階として東アジア域内での自由貿易圏を構築することが必要条件と考えられるが、その前提として、日本・ASEAN、日本・中国、日本・韓国のFTA/EPAが必要である。日本がこれらのFTA/EPAを早期に実現する為の最大の課題は、農林水産物の市場開放であり、日本政府のイニシアチブを強く期待したい。

農産物の市場開放については、2004年12月に経済同友会が提言した様に※、高関税による農産物の価格維持政策を転換し、専業農家への直接支払制度による農業構造改革を推進すべきである。※（経済同友会農業改革推進委員会が2004年12月に発表した「農業経営体への直接支払制度の活用」の提言）

### 3. 東アジア地域開発基金（仮称）の創設

東アジア共同体の実現の大きな課題の一つは、域内の最大 100 倍以上の経済格差であり、この格差是正の為、東アジア地域開発基金の創設を提言する。

本基金は、東アジア全体としての構造調整政策（地域開発援助）の仕組みであり、EU は、1975 年に欧州地域開発基金を設立し、地域格差是正を進め、成果を上げているが、東アジアに於いても、同様な基金を創設し、東アジア共同体実現に賛同する国々が、その国の経済規模に応じた資金を毎年本基金に拠出し、例えば、一人当たり GDP が 1000 ドルに満たない国々を中心に、港湾、道路、空港、発電所・送電設備、通信等のインフラ整備及び、各国の育成したい産業分野に関する技術移転、人材育成を支援するものである。

尚、日本は現在、多国間及び二国間のチャンネルを通じて ODA を供与しているが、本基金への供与も ODA の多国間供与の一環である。

### 4. 東アジア共同体推進諮問会議（仮称）の創設

現在、内閣府内に設置され経済財政政策に大きな影響力を及ぼしている経済財政諮問会議と同様、民間議員を含む首相向け諮問機関としての、総理直属の東アジア共同体推進諮問会議の設立を提言する。

日本の東アジア外交の戦略的重視を鮮明にし、東アジア共同体実現に向け、域内 FTA/EPA の早期締結、東アジア自由貿易圏の構築も含む様々な域内の協力分野のイニシアチブを日本が取るべく、首相自らがリーダーシップを取る体制を整える必要がある。

## 終わりに

東アジア共同体の実現の道のりは、決して平坦なものではなく、上記 4 つの提言以外にも、政府レベル、民間レベルで出来ることの一つ一つの積み重ねが共同体に結びつくと考えられる。政府レベルでは、現在 FTA/EPA の推進、通貨・金融協力、基準認証の統一、知的財産権の保護への取り組み、エネルギー・環境対策、感染症対策、海賊・テロ対策への協力、各種 ODA の供与等、各種協力が進んでいるが、これらの協力を強化し、積み重ねる必要がある。

また、日本政府は、小中高等学校での近代史教育の充実を図ると共に、東アジア諸国と共通の歴史事実の把握ができる環境を整備すべきであり、日本へ来る留学生の支援、東アジア各国での日本語教育の支援等、東アジアの人々との相互理解を促進させ、友好関係を構築できる施策を打つべきである。

一方、民間企業としては、現地進出企業の現地での CSR（企業の社会的責任）の実践、現地人の幹部への登用、東アジアの学生のインターンシップ受け入れ、日本での留学生の支援、文化交流活動への参加・支援等、相互理解の促進に資する貢献を進めることで、民間レベルでの東アジア諸国との信頼醸成に尽力する必要がある。

経済同友会としては、経営者の意見交換並びに親睦の場として、「日本・ASEAN 経営者会議」を 1974 年以降毎年開催しているが、将来的には、中国、韓国の経営者を含めた「東アジア経営者会議」への発展、深化、拡大を目指し、東アジア共同体実現に少しでも貢献していく所存である。

以上

## 巻末資料

1) 東アジアの近代史（年表）	13
2) 東アジア協力の推移（年表）	19
3) 欧州連合（EU）の歴史	21
4) その他資料	27
5) 会合開催一覧	
6) アジア委員会名簿	

## 東アジアの近代史（実教出版発行の世界史の教科書より抜粋等）

1500 年代末	スペイン人のフィリピンへの移住開始
1700 年代	オランダのジャワ島進出、1904 年にアチェ王国を滅ぼし、現在のインドネシア領域を植民地化
1824 年～1886 年	英国の三回にわたる英国・ビルマ戦争でビルマを植民地化
1826 年	英国による、ペナン・マラッカ・シンガポールの植民地化
1840 年～1842 年	アヘン戦争（清が英国からのインド産アヘンの輸入を取り締まり、英国が反発し勃発）
1842 年	南京条約により、清は英国へ香港を割譲し、関税自主権を喪失
1856 年～1860 年	アロー戦争（英国、仏が、清のアロー号への査察、中国人犯罪者の逮捕に反発し勃発、ロシアが調停）
1858 年	露、清とアイグン条約を締結し、アムール川（黒竜江）以北の土地を獲得
1858 年	仏のベトナム出兵
1860 年	アロー戦争の結果、清は英・仏・露・米との天津条約を批准し、英・仏・露との北京条約を締結（天津条約で清は自由な貿易の権利を認め、北京条約で、英国に九竜半島南端を割譲、露にウスリー江以東の沿海州の割譲を認めた）
1862 年	仏、サイゴン条約により、ベトナム東部 3 省を割譲
1863 年	仏、カンボジアを保護権下に置く
1868 年	日本、明治維新
1871 年	日清修好条約締結
1874 年	日本、台湾出兵（琉球の帰属問題で清と対立）
1875 年	日本、露と樺太-千島交換条約を締結（樺太は露領、千島列島は日本領とし、国境を定めた）
1876 年	日朝修好条規締結（日本の軍艦が朝鮮の江華島付近に侵入し、朝鮮守備隊の砲撃を受けたことにより発生した江華島事件より、日本は朝鮮に艦隊を送って示威を行い、不平等条約を締結）
1881 年	英国、北ボルネオ領有
1883 年	仏、ベトナムを保護国とする
1884 年	朝鮮、更申事変勃発（清が援助していた朝鮮の政権に対し、日本の支援をたのんで決起した独立党が改革を図ろうとしたが、清軍に制圧され、1885 年の天津条約で日本、清は共同撤兵）
1884 年	清仏戦争勃発（清がベトナムの宗主権を主張し、勃発）
1885 年	天津条約で仏のベトナムの保護権が清に承認される
1885 年	英国、マライ連邦形成
1887 年	仏、ベトナムとカンボジアをあわせ、インドシナ連邦を形成

1893 年	仏、ラオスを保護国化（1899 年に連邦に組み入れ）
1894 年～1895 年	日清戦争（朝鮮の農民蜂起に対し朝鮮政府は清に出兵を要請し、日本も居留民保護などを口実に出兵。日清は朝鮮支配をめぐる対立し、勃発）
1895 年	下関条約（清は朝鮮の独立、台湾・澎湖諸島・遼東半島の日本への割譲、賠償金等を認めた。しかし、露はフランス、ドイツとともに、遼東半島の返還を日本に申し入れ、賠償金を対価に日本は三国干渉を了承した）
1890 年代後半	中国分割の進行（清仏、日清戦争に敗北した清に対する、露、独、仏、英、日本が中国領土の租借を進め、米国もこれらの動きへの干渉を開始した）
1898 年	フィリピンが米国領になる
1899 年	フィリピンのスペインからの独立戦争の指導者であるアギナルド氏が共和国を樹立し、大統領に選出（1901 年にフィリピンの統治権を継承した米国に捉えられたが、抵抗運動は 1906 年まで続いた）
1800 年代末～	フィリピン、インドネシア、ベトナムで、自治・独立を求める活動が活発化した
1901 年	清、北京議定書締結（中国一般民衆は清朝に反発すると共に、列強各国への反発を強めていたが、特にキリスト教に反対する義和団が 1900 年に扶清滅洋のスローガンの下、北京の列強の公使館にせまった。清朝も列強に宣戦布告をしたが、日本、露を主力とする 8 カ国連合軍が北京を占領し、屈服した清朝とともに義和団を鎮圧した。清朝は、列強と多額の賠償金と外国軍の北京駐留などを認めた。）
1902 年	日英同盟締結（アジア各地でロシアと対立していた英国は、朝鮮支配でロシアと対立していた日本に接近し、中国、朝鮮における両国の利権を認め合う日英同盟を締結した）
1904 年～1905 年	日露戦争（日本は、ロシアの東三省での優越権を認める代わりに、日本の朝鮮での優越権を認めるようロシアと交渉したが、拒絶された為、日本は日露戦争をおこした）
1905 年	ポーツマス条約締結（日本の東三省での独占的支配を警戒した米国は、講和を斡旋し、日本はロシアに朝鮮に対する優越権を認めさせ、旅順、大連の租借権と東清鉄道の長春・旅順港間の利権を受け継ぎ、南サハラを割譲させた）
1905 年	第二次日朝協約締結（日本は、朝鮮の外交権をにぎり、統監府において内政に干渉した）
1907 年	日本、朝鮮の国王高宗を退位させ、行政、司法の両権を奪い、軍隊を解散させた
1909 年	日本の朝鮮統監府初代統監の伊藤博文が反日武装勢力に暗殺される

1910 年	日本、韓国合併（日本は、朝鮮総督府を設立し、現役武官を総督とする武断政治を開始）
1912 年	中華民国臨時政府樹立（清朝に反対する 1911 年の辛亥革命により、中国の殆どの省が清朝から独立し、中国同盟会（後の国民党）総理の孫文を臨時総統とする政府を組織）
1913 年	中国、袁世凱が列強の支持を得て、正式な大統領に就任（1916 年の袁世凱死後、欧米系、日本系の軍閥が北京の政権争いを続けた）
1914 年～1918 年	第一次世界大戦（日本は、日英同盟を理由に、ドイツに宣戦し、山東省に出兵していたドイツの租借地を占領し、赤道以北太平洋上のドイツ領南洋諸国も占領）
1919 年	韓国、ソウルで独立宣言を発表し、大衆的抗日運動が展開された
1921 年	中国、中国国民党は、広州に広東政府を樹立し、北京の軍閥に対抗
1925 年	中国、国民党に共産党が提携した国民党は広州に国民政府を樹立し、国民革命軍を組織
1926 年	中国、蒋介石率いる国民革命軍は、軍閥を打倒する為、北伐を開始
1927 年	中国、国民党左派と共産党員は、武漢政府を樹立
1927 年	中国、蒋介石は、英・米の支持を得て、反共クーデターを起こすとともに、南京に国民政府を樹立
1927 年	インドネシア、スカルノらによってインドネシア国民党を組織し、独立運動の指導的役割を果たした（1920 年にアジア初の共産党が結成された）
1928 年	中国、国民政府軍は、日本軍の干渉を受けながらも、北京政府を抑えていた奉天軍閥の張作霖を追い出し、全国統一を果たす（張作霖は日本軍の鉄道爆破により、奉天で殺された）
1930 年	フランス領インドシナ、ホー・チ・ミンらがインドシナ共産党を結成し、独立運動を展開
1931 年	中国、共産党は毛沢東を主席として、江西省に中華ソヴィエト共和国臨時政府を樹立
1931 年～1932 年	満州事変、日本の関東軍は瀋陽近郊の柳条湖で南満州鉄道爆破事件を起こし、東三省を占領し、1932 年に上海に戦火を広げた
1932 年	日本、東三省に清王朝最後の宣統帝溥儀をたてて満州国を設立
1933 年	日本、国際連盟脱退（国際連盟が満州国設立を承認しないことに反発）
1934 年	フィリピン、独立運動を押さえる為、自治が認められた（1935 年に独立準備政府が設けられ、1944 年の独立が認められた）
1935 年	中国、日本軍は万里の長城を超えて南下し、河北 5 省を分離させる反共自治運動を行わせ、日本の傀儡政権を樹立
1935 年	中国、英・米の支持を得た国民党に攻撃された中華ソヴィエト政府は、西に移動、更に抗日を掲げて北に移動し、延安に根拠地を形成

1935 年	ビルマ、英は 1930 年から始まった独立運動を抑える為に、ビルマをインドから分離して一定の自治を与えた
1937 年～1945 年	日中戦争、盧溝橋事件をきっかけに、日本は中国への全面侵略を開始（日本は、韓国を含む植民地で、皇民化成策を強行し、同化政策を押し進めた。70 万人におよぶ朝鮮人が日本に強制連行され、民族差別の下、過酷な労働に従事させられ、朝鮮、台湾では、徴兵が実施され、従軍慰安婦も戦場に送られた。又強制連行は日本の占領下の 5 万人の中国人にも及んだ。中国、ベトナム、フィリピン、マレーシア、インドネシア、ビルマでも多くの人々が過酷な労働を強いられた）
1937 年	中国、抗日民族統一戦線が成立し、日本軍に対抗
1937 年	南京大虐殺（南京を占領した日本軍は、多数の捕虜、民衆を虐殺）
1940 年	日本、米国からの石油輸入が途絶えた日本は、大東亜共栄圏構想を宣伝しつつ、資源確保を目的に、フランス領インドシナ北部に進行。日独伊三国同盟を締結
1941 年～1945 年	太平洋戦争（1941 年に日ソ中立条約を締結した日本は、英国マレー領、真珠湾に奇襲。独伊も米国に宣戦布告し、第二次大戦が開始。朝鮮人民革命軍が組織され抗日運動をおこし、当初独立の為に日本に協力的であったビルマ、インドネシア等の東南アジア諸国でも抗日運動が勢いを増すと共に、独立運動が加速された）
1945 年	ポツダム宣言（ドイツの無条件降伏後、日本への無条件降伏が勧告されたが、日本は、国体変更を恐れて、すぐに受諾せず、8 月の原爆投下、ソ連参戦を経て、ポツダム宣言を受諾）
1946 年	フィリピン独立
1946 年	極東国際軍事裁判（東京裁判、通常の戦争犯罪以外に、戦争の計画、実行そのものの責任が問われ、A 級戦犯被告として東条英機ら 28 人が起訴され、死刑 7 人など全員が有罪となったが、天皇は、米国の高度な政治判断で不問にされた。本裁判とは別に、通常の戦争犯罪の容疑者として BC 級戦争犯罪裁判が、1951 年まで海外 7 カ国で、各国の法律に基づき実施され、984 人が死刑、475 人が無期刑、2944 人が有期刑となった）
1946 年～1954 年	ベトナム、反仏独立戦争（インドシナ戦争、1945 年にホー・チ・ミンが率いるベトナム共和同盟が、ベトナム民主共和国を樹立したが、インドシナでの支配回復を目指す仏と戦争が開始。1954 年の休戦協定で仏はベトナムから撤退し、同時にラオスとカンボジアの独立が認められた）
1948 年	ビルマ独立
1949 年	中華人民共和国樹立（国共内戦を経て、毛沢東主席、周恩来首相の共産党政権が成立し、国民党の蒋介石は台湾に逃れ、米国の支援を受けて国民政府を持続させた）

1948 年	朝鮮、米国が支持する大韓民国とソ連が支持する朝鮮民主主義人民共和国が樹立（日本の敗戦後、北緯 38 度線をはさんで、米軍とソ連軍が進駐し、南北の対立が深まった）
1949 年	インドネシア連邦共和国独立
1950 年～1953 年	朝鮮戦争（北朝鮮軍が南進し、南部のほぼ全域を抑えると、米国を中心とした国連軍が大韓民国を支援して、中国国境まで進出したところで、中国が北朝鮮に軍隊を派遣し、ソ連の仲介で休戦協定が締結された）
1951 年	サンフランシスコ講和条約、日米安全保障条約締結（中華人民共和国成立、朝鮮戦争勃発により、東アジア政策の見直しを進めていた米国は、日本をアジアにおける戦略基地とした）
1951 年	米国、フィリピンと相互防衛条約を締結
1953 年	米国、韓国と相互防衛条約を締結
1954 年	米国、台湾国民政府と相互防衛条約を締結
1954 年	東南アジア条約機構成立（米国、タイ、フィリピン、パキスタン、英国、フランス、オーストラリア、ニュージーランドが参加し、反共包囲網の一部を形成した）
1957 年	マラヤ連邦独立
1963 年	マレーシア連邦結成
1965 年	シンガポール分離独立
1965 年	日韓基本条約締結により国交を樹立
1965 年～1973 年	ベトナム戦争（米国がベトナム民主共和国に対する爆撃開始。1968 年に一時休止されたが、休戦協定の交渉が難航した米国は、カンボジア、ラオスに侵攻し、北爆を再開したが、1973 年にベトナム平和協定が成立し、米軍は撤退した。1975 年にサイゴン陥落）
1966 年～1976 年	中国、プロレタリア文化大革命
1967 年	インドネシア、スハルト将軍が共産党弾圧を行い、共産主義的になっていたスカルノは失脚
1967 年	ASEAN 結成（親米、反共路線をとったスハルト大統領が、タイ、フィリピン、マレーシア、シンガポールと結成）
1976 年	ベトナム社会主義共和国成立
1979 年	中国、ベトナム侵攻
1982 年	中国、日本の教科書検定で、日本軍の「中国侵略」が「中国進出」に訂正させられたと指摘。（その後、「従軍慰安婦」「日韓併合」「竹島の領有権」等、様々な歴史認識の違いの問題が指摘されている）
1985 年	中曽根総理の靖国神社公式参拝に、中国、韓国が抗議（1986 年、近隣諸国の誤解と不信を招く恐れがあり、内閣総理大臣の公式参拝はしないことを、官房長官が談話。天皇は 1975 年の参拝を最後に、参拝を行っていない）

## 東アジア協力の推移

1967年8月	ASEAN 設立。(当初インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイの5カ国、1984年にブルネイ、1995年にベトナム、1997年にラオスとミャンマー、1999年にカンボジアが加盟)
1990年12月	マレーシアのマハティール首相、EAEC (東アジア経済協議体) 提唱 (当初は、EAEG の表現)
1991年10月	ASEAN は EAEC 推進で合意。日本は米国の反対で EAEC に消極姿勢。以後、ASEAN の努力にもかかわらず東アジア協力はしばらく進展せず。
1992年1月	ASEAN、AFTA (ASEN 自由貿易地域) 設立で合意
1994年7月	第1回 ASEAN 地域フォーラム (ARF) 閣僚会議開催
1995年11月	アジア欧州会議 (ASEM) のアジア側準備会議が ASEAN+3 の閣僚レベル開催
1996年2月	ASEM のアジア側準備会議が ASEAN+3 の首脳レベルで開催
1996年3月	第1回 ASEM 首脳会議開催
1997年12月	第1回 ASEAN+3 首脳会議。ASEAN が、ASEAN 創設30周年を記念して、日中韓首脳招いて ASEAN+3 首脳会議が発足。翌年の会議より定例化で合意。(アジア金融危機が背景にあり、米国も以前程には反対せず。)
1998年10月	日本は、IMF 年次総会でアジア通貨危機支援の新宮沢構想を発表 (150億ドルの中長期資金と短期資金需要150億ドルの計300億ドル)
1998年12月	ASEAN+3 首脳会議での提案を受けて、民間有識者で構成された East Asia Vision Group が作られ、2001年11月の ASEAN+3 首脳会議で「Towards an East Asia Community」のレポートを提出。2001年3月に関係各国の政府関係者を中心に構成された East Asia Study Group が、2002年11月の ASEAN+3 首脳会議で、ASEAN+3 の協力分野に関するレポートを提出し、中長期的措置としての東アジア首脳会議を提案
1999年11月	ASEAN+3 首脳会議で初めて「東アジアにおける協力に関する」共同声明が採択された
2000年5月	ASEAN+3 財務大臣会議で、チェンマイ・イニシアチブ合意 (日中韓、タイ、マレーシア、フィリピン、インドネシア、シンガポール間での総額395億ドルの二カ国間通貨スワップ協定)
2000年11月	日中韓首脳会議で、中国が日中韓 FTA の研究を提案 (日本は慎重な対応)
2001年10月	第1回 ASEAN+3 農林大臣会議で、東アジア緊急コメ備蓄の構築に合意
2002年1月	日・シンガポール新時代経済連携協定締結 小泉首相、シンガポールでの政策演説で、①日本・ASEAN 包括的経済連携協定構想、②東アジア開発イニシアチブ会合の開催、③東アジアに「共に歩み共に進む」コミュニティをつくる、こと等を提案

2002年11月	印・ASEAN 首脳会議開催 ASEAN と中国、FTA 枠組み協定に調印
2003年8月	ASEAN+3 財務大臣会議で、アジア債権市場育成イニシアチブ (ABMI) の推進を合意 (域内通貨建て債券発行が可能な債券市場の育成)
2003年10月	ASEAN 首脳会議、ASEAN 共同体設立 (2020年) で合意。
2003年12月	日本・ASEAN 特別首脳会議開催され、「東アジア・コミュニティ構築のために協力する」こと及び、日本・ASEAN 包括的経済連携協定推進で合意 (2005年4月交渉開始)
2004年6月	第1回 ASEAN+3 エネルギー大臣会合開催 (石油備蓄、石油市場、天然ガス、再生可能エネルギー、エネルギー安全保障等の重要性に言及)
2004年10月	第4回 ASEAN+3 農林大臣会議で、東アジア緊急コメ備蓄の立ち上げを決定
2004年11月	中国・ASEAN 間 FTA 調印 (2005年1月よりアーリーハーベスト開始、2005年7月よりセンシティブ品目を除き関税引き下げ)
2004年11月	ASEAN+3 首脳会議で、翌年の東アジア首脳会議の開催が決定 豪州・NZ・ASEAN 首脳会議開催 韓国・ASEAN 間 FTA 交渉の 2005年より開始を合意
2004年12月	20億ドル規模のアジア債券基金 (ABF2) の創設が発表された
2005年5月	ASEAN+3 財務大臣会議で、チェンマイ・イニシアチブの強化、拡大を合意
2005年12月	東アジア首脳会議開催 EASG のレポートで提案された東アジアサミット構想を受け、ASEAN+3+インド、オーストラリア、ニュージーランドの首脳が集まり、東アジア共同体実現に向けた、協力強化を確認
2005年12月	露・ASEAN 首脳会議開催 韓国・タイを除く ASEAN 9カ国と FTA を締結

## 欧州連合（EU）の歴史

前提：第二次世界大戦直後、アメリカと旧ソ連の挟間で、西欧は、域内の団結および平和の構築が必要であり、国際舞台での政治的発言力の強化することを目標とした。  
その目的達成の為に、まず域内の経済的連携を深め、加盟国が共に経済的基盤を安定させることが重要であった。

1951年 **欧州石炭鉄鋼共同体（ECSC）の調印**（独、仏、伊、オランダ、ベルギー、ルクセンブルクの6カ国、1952年7月発効）

意義：戦勝国と敗戦国の平和的關係の構築の為、戦争の資源である石炭と鉄鋼の生産を、共同管理下に置くという、現実的かつ象徴的な形を取った。

1957年 **欧州経済共同体（EEC）設立条約と欧州原子力共同体（Euratom）設立条約（総称してローマ条約）の調印**（同6カ国、1958年1月発効）

**Euratom：** 原子力の平和的利用を共同で進めることを目的とし、共同研究センターを設立。

EECの目的（ローマ条約第2条）：

「共同市場の設立と加盟国の経済政策の漸進的接近により、共同体全体の経済活動の調和した発展、持続的かつ均衡の取れた拡大、安定の増大、生活水準の一層速やかな向上、および加盟国間の緊密化を促進すること。」

目的達成の手段：

- 1、EEC内での、人、物、サービスの自由な移動
- 2、共通の政策や財政手段を持つことで、加盟国の連帯を築く  
(1960年代には通商と農業の分野において共通政策が確立された。)

1967年7月 **ECSC、EEC、Euratomの3共同体の理事会と委員会を統合し、3共同体は総称して欧州共同体（EC、European Communities(複数形））と呼ばれる様になった。**（3共同体が統合された訳ではなく、ECSC、EEC、Euratomは個別の国際法人格を有する。）

1968年7月1日 **EEC加盟国間での関税完全撤廃、第3国からの輸入品に関する共通関税の導入。（関税同盟の完成）**

域内の関税撤廃はされたが、各国の保護主義的政策は残った。

（加盟国毎で、税制、職業の規制（資格等）、技術基準等が異なる為、市場は分裂したままであった。単一市場の完成は、1993年1月までかかった為、この時点では、市場の規模のメリット、競争力向上のメリットが得られなかった。）

1972年4月 **EEC加盟6カ国の各国通貨間の為替変動幅を2.25%以内とする、為替変動幅維持制度（通称：スネーク）を導入**

- 1973年1月 EC第1回拡大  
英国、デンマーク、アイルランドの加盟により9カ国体制となる。  
ECに、社会、地域開発、環境分野での共通政策が導入される。
- 1974年12月 パリでのEC各国の首脳会合で、欧州理事会（EC首脳会議）を発足。  
欧州議会の直接選挙の実施、欧州地域開発基金の設立を合意。
- 1975年 **欧州地域開発基金の設立**
- 1979年3月 欧州通貨制度（European Monetary System=EMS）を導入し、欧州通貨単位 ECU（European Currency Unit）を創設し、ERM（Exchange Rate Mechanism）と呼ばれる加盟各国の通貨安定政策を開始。  
（EC各国の通貨の通貨バスケット（ECU）を作り、ECUと各国通貨の為替レートの変動幅を2.25%（イタリアは6%）に定め（1992年の欧州通貨危機の影響により、1993年8月から15%に拡大）、これを上回る変動とならない様、各国中央銀行が為替の協調介入等を行う制度。）
- 1979年6月 第1回欧州議会直接選挙実施
- 1981年 ECUの民間利用が開始し、以降ECU建て債券の発行が拡大した。
- 1981年 ギリシャ加盟（10カ国体制）
- 1986年 スペイン、ポルトガル加盟（12カ国体制）
- 1986年2月 単一欧州議定書調印（1987年7月1日発効）  
1993年までに単一市場を完成する為に必要な270余りの措置を取るべくスケジュールを定めた。各国通貨の為替相場の安定を目指す。
- 1989年6月 マドリッド欧州理事会（EUサミット）で経済通貨同盟（Economic and Monetary Union=EMU）の実現に向けた計画とスケジュールを提示。  
経済同盟：  
  - ・ 人・物・資本・サービスが自由に移動できる市場
  - ・ 市場機能を強化し、自由競争を促進する政策
  - ・ 構造改革や地域開発における共通政策
  - ・ マクロ経済政策の協調
  - ・ 財政赤字の上限など、財政規律に対して拘束力のあるルール
- 通貨同盟：  
  - ・ 参加する国の通貨間における交換性の確保
  - ・ 資本移動の自由化と金融市場の統合
  - ・ 域内の固定相場制の維持
- 1992年2月 **欧州連合条約（マーストリヒト条約）調印（1993年11月1日発効）**  
欧州経済共同体（EEC）を欧州共同体（EC、単数形）に改名し、経済分野以外の共通政策も直轄することとなった。同時に概念的ではあるが、欧州連合（EU）を発足させ、「共通外交・安全保障政策」、「司法・内政分野の協力」の政策決定も行うこととなった。（ECは、国際法人格を有するが、EUには法人格はない。現在各国で批准手続き中のEU憲法では、EUに法

## 人格を与えようとしている。）

### 通貨統合

本条約は、1999年までの通貨統合を目的とし、通貨統合の参加条件は下記の通り。(実際は、1999年1月にユーロを導入し、3年の移行期間の後、2002年1月からユーロ現金の流通開始。)

- ① 長期金利が、物価上昇率（インフレ率）の下から3カ国（加盟国中）の平均値から2%以内。
- ② 物価上昇率（インフレ率）が、インフレ率の下から3カ国の平均値から1.5%以内。
- ③ 財政赤字が、国内総生産（GDP）の3%以内であり、政府債務残高が、GDPの60%以内であること。
- ④ ERM(為替相場変動メカニズム、1999年以降はERM2)に参加し、各国通貨が対ECU（1999年以降は対ユーロ）中心レートから上下15%以内を最低2年間維持し、重大な緊張無く留まる。

### EUの運営体制

- ・ 欧州理事会（一般にEUサミット、EU首脳会議と呼ばれる。EUの重要問題を議論）
  - ・ 欧州連合理事会（EU理事会。案件により加盟国の関係閣僚級代表が集まる）
  - ・ 欧州議会（加盟各国で5年に1度直接選挙で議員が選出される。法案の制定、EU予算の採択するが、EU理事会と同等の権限を有する。欧州委員会の不信任動議を決議できる。）
  - ・ 欧州委員会（各国の代表1名が、加盟国の同意、欧州議会の承認に基づき、任期5年で運営するEUの行政執行機関。加盟国政府の意向に左右されず、EU全体の利益のために行動する。EU内唯一の法案の発議権を持つ。36の部局からなる官僚機構。）
  - ・ 欧州司法裁判所、第一裁判所（1989年設置）、欧州会計監査院（1977年設置）、欧州経済社会評議会、地域委員会、欧州投資銀行、欧州中央銀行
  - ・ 欧州地域開発基金、欧州社会基金、漁業指導基金、欧州農業指導保障基金による地域政策、結束基金
- (欧州憲法で、EU運営体制を改革予定。)

## 1993年1月 EUの単一市場完成を宣言

- ・ 加盟国の政府調達の透明性確保
- ・ 各国の税制の間接税、付加価値税、消費税に関する一定共通規則
- ・ 金融市場、金融サービスの自由化
- ・ 安全と環境汚染に関する各国法律の調和

- ・ パスポート検査の廃止
- ・ 専門職の資格を相互認定
- ・ 知的所有権、工業所有権に関数する各国法律の調和  
(但し、現在でも、人の移動、サービスの自由化に関する障害は多く残っている。エネルギーの販売分野、鉄道システムの統一化・自由化、航空管制システムの統一化等、不完全な部分もある。)

- 1993年 **コペンハーゲン欧州理事会 (EU サミット) で EU への加盟条件を規定**
- ・ 政治的基準：民主主義、法の支配、人権・少数民族の尊重と保護を保障する安定した制度を確立していること
  - ・ 経済的基準：正常な市場経済が存在し、EU 内の競争圧力と市場諸力に対応できる能力を有すること
  - ・ EU の法体系を受容し、政治・経済・通貨の統合という目的に忠実であり、EU 加盟国としての義務を履行する能力を有するという基準
- 1994年1月 欧州通貨機関 (EMI) 設立 (EU 加盟国の経済を監視し、加盟国経済の収斂を促進する施策を実施。1998年に欧州中央銀行となる。)
- 1995年1月 **オーストリア、フィンランド、スウェーデン加盟 (15カ国体制)**
- 1997年6月 アムステルダム条約調印 (新欧州連合条約、1999年5月発効)
- ・ 安定成長協定 (EMU 同盟への参加国の財政規律の維持を要求し、各国が監視する。)
  - ・ 成長と雇用に関する決議
  - ・ 新為替相場メカニズム (ERM2) の導入 (ユーロを採用しない EU 加盟国の通貨とユーロとの為替相場の安定化を目的とする。)
- 1998年6月 欧州中央銀行 (ECB) 設立 (ユーロの番人としていかなる政治的圧力も受けない)
- 1998年12月 欧州委員会が、ユーロ参加11カ国の通貨とユーロの換算レートを決定し、固定。
- 1999年1月 **ユーロ導入** (英、デンマーク、スウェーデン、ギリシャ以外の11カ国で銀行間の決済等、帳簿上の通貨として採用。現金取引は既存通貨を使用し、2001年12月までをユーロへの移行期間とした。2001年にギリシャが参加。ERM2を導入。)
- 2000年3月 「リスボン戦略」を欧州理事会 (EU サミット) で採択
- EU 経済を近代化し、世界市場において競争できるものにする為の戦略
- ・ 経済のあらゆる分野を開放
  - ・ 革新と事業投資を奨励
  - ・ 欧州の教育制度を改革
- 2001年 ニース条約調印 (EU 拡大を踏まえた改正)
- 2002年1月 **12カ国で現金としてのユーロの流通開始** (除く、英、デンマーク、スウェーデン)
- 2003年6月 EU 憲法を起草する協議会が憲法草案を完成
- テサロニキ欧州理事会 (EU サミット) で評価

- ・ EU 大統領、外務大臣の新設
- ・ 共通外交、安全保障政策の強化
- ・ 機構改革
- ・ 欧州議会の権限強化、等

2004年5月 **拡大 EU 設立（25カ国体制）**

2004年から2006年に間に、EU予算の内、約400億ユーロ（5兆円強）を新規加盟国に支払う。

- ・ 格差是正プロジェクト
- ・ 地域開発プロジェクト
- ・ 農家支援、農村開発
- ・ 内政、行政コスト

2004年6月 欧州理事会（EU サミット）で EU 憲法採択、2007年の発効を目指す。  
加盟各国での EU 憲法批准作業開始。

2004年12月 ブリュッセル欧州理事会（EU サミット）でトルコの加盟交渉開始を承認

2005年5月、6月 仏、オランダで EU 憲法否決（EU 憲法は、独を含む9カ国で批准されているが、英国とデンマークは7月と9月に予定されていた国民投票を中止）

2007年 ブルガリア、ルーマニア加盟予定

## 資料 4-1:「戦後 50 周年の終戦記念日にあたって」 (いわゆる村山談話)

平成 7 年 8 月 15 日

先の大戦が終わりを告げてから、50 年の歳月が流れました。今、あらためて、あの戦争によって犠牲となられた内外の多くの人々に思いを馳せるとき、万感胸に迫るものがあります。

敗戦後、日本は、あの焼け野原から、幾多の困難を乗り越えて、今日の平和と繁栄を築いてまいりました。このことは私たちの誇りであり、そのために注がれた国民の皆様 1 人 1 人の英知とたゆみない努力に、私は心から敬意の念を表わすものであります。ここに至るまで、米国をはじめ、世界の国々から寄せられた支援と協力に対し、あらためて深甚な謝意を表明いたします。また、アジア太平洋近隣諸国、米国、さらには欧州諸国との間に今日のような友好関係を築き上げるに至ったことを、心から喜ぶたいと思います。

平和で豊かな日本となった今日、私たちはややもすればこの平和の尊さ、有難さを忘れがちになります。私たちは過去のあやまちを 2 度と繰り返すことのないよう、戦争の悲惨さを若い世代に語り伝えていかなければなりません。とくに近隣諸国の人々と手を携えて、アジア太平洋地域ひいては世界の平和を確かなものとしていくためには、なによりも、これらの諸国との間に深い理解と信頼にもとづいた関係を培っていくことが不可欠と考えます。政府は、この考えにもとづき、特に近現代における日本と近隣アジア諸国との関係にかかわる歴史研究を支援し、各国との交流の飛躍的な拡大をはかるために、この 2 つを柱とした平和友好交流事業を展開しております。また、現在取り組んでいる戦後処理問題についても、わが国とこれらの国々との信頼関係を一層強化するため、私は、ひき続き誠実に対応してまいります。

いま、戦後 50 周年の節目に当たり、われわれが銘記すべきことは、来し方を訪ねて歴史の教訓に学び、未来を望んで、人類社会の平和と繁栄への道を誤らないことです。

わが国は、遠くない過去の一時期、国策を誤り、戦争への道を歩んで国民を存亡の危機に陥れ、植民地支配と侵略によって、多くの国々、とりわけアジア諸国の人々に対して多大の損害と苦痛を与えました。私は、未来に誤り無からしめんとするが故に、疑うべくもないこの歴史の事実を謙虚に受け止め、ここにあらためて痛切な反省の意を表し、心からのお詫びの気持ちを表明いたします。また、この歴史がもたらした内外すべての犠牲者に深い哀悼の念を捧げます。

敗戦の日から 50 周年を迎えた今日、わが国は、深い反省に立ち、独善的なナショナリズムを排し、責任ある国際社会の一員として国際協調を促進し、それを通じて、平和の理念と民主主義とを押し広げていかなければなりません。同時に、わが国は、唯一の被爆国としての体験を踏まえて、核兵器の究極の廃絶を目指し、核不拡散体制の強化など、国際的な軍縮を積極的に推進していくことが肝要であります。これこそ、過去に対するつぐないとなり、犠牲となられた方々の御霊を鎮めるゆえんとなると、私は信じております。

「杖るは信に如くは莫し」と申します。この記念すべき時に当たり、信義を施政の根幹とすることを内外に表明し、私の誓いの言葉といたします。

## 資料 4-2: 小泉内閣総理大臣談話

私は、終戦六十年を迎えるに当たり、改めて今私たちが享受している平和と繁栄は、戦争によって心ならずも命を落とされた多くの方々の尊い犠牲の上にあることに思いを致し、二度と我が国が戦争への道を歩んではならないとの決意を新たにします。

先の大戦では、三百万余の同胞が、祖国を思い、家族を案じつつ戦場に散り、戦禍に倒れ、あるいは、戦後遠い異郷の地に亡くなられています。

また、我が国は、かつて植民地支配と侵略によって、多くの国々、とりわけアジア諸国の人々に対して多大の損害と苦痛を与えました。こうした歴史の事実を謙虚に受け止め、改めて痛切な反省と心からのお詫びの気持ちを表明するとともに、先の大戦における内外のすべての犠牲者に謹んで哀悼の意を表します。悲惨な戦争の教訓を風化させず、二度と戦火を交えることなく世界の平和と繁栄に貢献していく決意です。

戦後我が国は、国民の不断の努力と多くの国々の支援により廃墟から立ち上がり、サンフランシスコ平和条約を受け入れて国際社会への復帰の第一歩を踏み出しました。いかなる問題も武力によらず平和的に解決するとの立場を貫き、ODAや国連平和維持活動などを通じて世界の平和と繁栄のため物的・人的両面から積極的に貢献してまいりました。

我が国の戦後の歴史は、まさに戦争への反省を行動で示した平和の六十年であります。

我が国にあっては、戦後生まれの世代が人口の七割を超えています。日本国民はひとしく、自らの体験や平和を志向する教育を通じて、国際平和を心から希求しています。今世界各地で青年海外協力隊などの多くの日本人が平和と人道支援のために活躍し、現地の人々から信頼と高い評価を受けています。また、アジア諸国との間でもかつてないほど経済、文化等幅広い分野での交流が深まっています。とりわけ一衣帯水の間にある中国や韓国をはじめとするアジア諸国とは、ともに手を携えてこの地域の平和を維持し、発展を目指すことが必要だと考えます。過去を直視して、歴史を正しく認識し、アジア諸国との相互理解と信頼に基づいた未来志向の協力関係を構築していきたいと考えています。

国際社会は今、途上国の開発や貧困の克服、地球環境の保全、大量破壊兵器不拡散、テロの防止・根絶などかつては想像もできなかったような複雑かつ困難な課題に直面しています。我が国は、世界平和に貢献するために、不戦の誓いを堅持し、唯一の被爆国としての体験や戦後六十年の歩みを踏まえ、国際社会の責任ある一員としての役割を積極的に果たしていく考えです。

戦後六十年という節目のこの年に、平和を愛する我が国は、志を同じくするすべての国々とともに人類全体の平和と繁栄を実現するため全力を尽くすことを改めて表明いたします。

平成十七年八月十五日

内閣総理大臣 小泉 純一郎

## 資料 4-3 : 東南アジアにおける友好協力条約 (和訳)

### 前文

締約国は、

その国民を相互に結び付けてきた歴史的、地理的及び文化的な現存するきずなを認識し、正義及び法の支配を永続的に尊重すること並びに相互の関係における地域の強靱性を高めることにより地域の平和及び安定を促進することを希望し、

東南アジアに影響を及ぼす事項に関し、国際連合憲章、千九百五十五年四月二十五日にバンドンにおけるアジア・アフリカ会議で採択された十の原則、千九百六十七年八月八日にバンコクで署名された東南アジア諸国連合宣言及び千九百七十一年十一月二十七日にクアラルンプールで署名された宣言の精神及び原則に適合して平和、友好及び相互の協力を強化することを希望し、

締約国間の意見の相違又は紛争の解決については、協力を損ない又は妨げるおそれのある消極的な態度を避け、合理的な、効果的な及び十分に柔軟な手続によって規律すべきであることを確信し、

世界の平和、安定及び調和を一層促進するため東南アジアの内外のすべての平和愛好国との協力が必要であることを信じて、

次のとおり友好協力条約を締結することを厳粛に合意する。

### 第一章 目的及び原則

#### 第一条

この条約は、締約国の強化、連帯及び関係の緊密化に寄与する締約国の国民の間の永久の平和、永遠の友好及び協力を促進することを目的とする。

第二条 締約国は、その相互の関係において、次の基本原則を指針とする。

- a すべての国の独立、主権、平等、領土保全及び主体性の相互尊重
- b すべての国が外部から干渉され、転覆され又は強制されることなく国家として存在する権利
- c 相互の国内問題への不干渉
- d 意見の相違又は紛争の平和的手段による解決
- e 武力による威嚇又は武力の行使の放棄
- f 締約国間の効果的な協力

### 第二章 友好

#### 第三条

締約国は、この条約の目的を達成するため、締約国を相互に結び付けている伝統的、文化的及び歴史的な友好、善隣及び協力の関係を発展させ及び強化させることに努め、並びにこの条約に基づく義務を誠実に履行する。締約国は、締約国間の一層緊密な理解を促進するため、締約国の国民の間の接触及び交流を奨励し及び容易にする。

### 第三章 協力

#### 第四条

締約国は、経済、社会、文化、技術、科学及び行政の分野において並びに地域における国際の平和及び安定についての共通の理想及び願望に関する事項その他共通の関心事項に関して、積極的に協力することを促進する。

#### 第五条

締約国は、前条の規定の実施に当たり、平等、無差別及び互惠の原則に基づき、多数国間及び二国間で最大の努力を払う。

#### 第六条

締約国は、東南アジア諸国の繁栄した及び平和な共同体の基礎を強化するため、地域における経済成長の促進のために協力する。このため、締約国は、その国民の相互の利益となるよう、締約国の農業及び産業の一層広範な活用、締約国間の貿易の拡大並びに締約国の経済的基盤の改善を促進する。この点に関し、締約国は、他国並びに地域外の国際機関及び地域機関との緊密かつ有益な協力のためのすべての方法を引き続き探求する。

第七条 締約国は、社会正義を実現し及び地域の人々の生活水準を向上させるため、経済協力を強化する。このため、締約国は、経済発展及び相互援助のための適当な地域的な戦略を採用する。

第八条 締約国は、広範な規模で最も緊密な協力を達成するよう努め、また、社会、文化、技術、科学及び行政の分野における訓練及び研究の手段によって相互に援助を提供するよう努める。

#### 第九条

締約国は、地域における平和、調和及び安定を一層促進するため協力を推進するよう努める。このため、締約国は、その見解、行動及び政策を調整するため、国際的及び地域的な問題に関する相互の定期的な接触及び協議を維持する。

#### 第十条

締約国は、他の締約国の政治的及び経済的な安定、主権又は領土保全に対する脅威となる活動には、いかなる方法又は形態によっても参加してはならない。

#### 第十一条

締約国は、自国の主体性を保持するため外部からの干渉及び内部における転覆活動に脅かされることなく、自国の理想及び願望に従い、政治、経済、社会文化及び安全保障の分野における自国の強靱性を高めるよう努める。

#### 第十二条

締約国は、地域の繁栄及び安全を実現するための努力に当たり、東南アジア諸国の強固かつ発展可能な共同体の基礎となる自信、自立、相互尊重、協力及び連帯に関する原則に基づき、地域の強靱性を増進するためにすべての分野において協力するよう努める。

### 第四章 紛争の平和的解決

#### 第十三条

締約国は、紛争が発生することを防ぐための決意及び誠意を有するものとする。締約国は、自国に直接影響する問題についての紛争、特に地域の平和及び調和を害するおそれのある紛争が生じた場合には、武力による威嚇又は武力の行使を慎み、常に締約国間で友好的な交渉を通じてその紛争を解決する。

#### 第十四条

締約国は、地域的な手続により紛争を解決するため、地域の平和及び調和を害するおそれのある紛争又は事態の存在を認知することを目的とする締約国の閣僚級の代表から成る理事会を常設の機関として設置する。

ただし、この条の規定は、この条約に加入した東南アジア以外の国については、当該国が地域的な手続により解決されるべき紛争に直接関係する場合に限り、適用する。

#### 第十五条

理事会は、直接の交渉によって解決が得られない場合には、紛争又は事態を認知し及び紛争の当事国に対してあつせん、仲介、審査、調停等の適当な解決方法を勧告する。ただし、理事会は、自らがあつせんを行うことができ、又は紛争の当事国の合意に基づき自らが仲介、審査若しくは調停を行う委員会となることができる。必要と認める場合には、理事会は、紛争又は事態の悪化を防止するために適当な措置を勧告する。

#### 第十六条

この章の第十三条から前条までの規定は、すべての紛争の当事国が当該紛争についてこれらの規定を適用することに合意しない限り、適用しない。ただし、当該紛争の当事国でない他の締約国は、当該紛争を解決するためにすべての可能な援助を提供することを妨げられない。当該紛争の当事国は、そのような援助の提供を受け入れることを十分に考慮する。

#### 第十七条

この条約のいかなる規定も、国際連合憲章第三十三条1に規定する平和的解決の手段を利用することを妨げるものではない。紛争の当事国である締約国は、国際連合憲章に規定する他の手続に訴える前に、率先して紛争を友好的な交渉により解決することが奨励されるべきである。

## 第五章 一般規定

### 第十八条

この条約は、インドネシア共和国、マレーシア、フィリピン共和国、シンガポール共和国及びタイ王国によって署名される。この条約は、署名国の憲法上の手続に従って批准されなければならない。

この条約は、東南アジアの他の国による加入のために開放しておく。

東南アジア以外の国は、東南アジアのすべての国、すなわち、ブルネイ・ダルサラーム国、カンボジア王国、インドネシア共和国、ラオス人民民主共和国、マレーシア、ミャンマー連邦、フィリピン共和国、シンガポール共和国、タイ王国及びベトナム社会主義共和国の同意を得て、この条約に加入することができる。

### 第十九条

この条約は、第五番目の批准書が署名国政府、すなわち、この条約及び批准書又は加入書の寄託者として指定される政府に寄託された日に効力を生ずる。

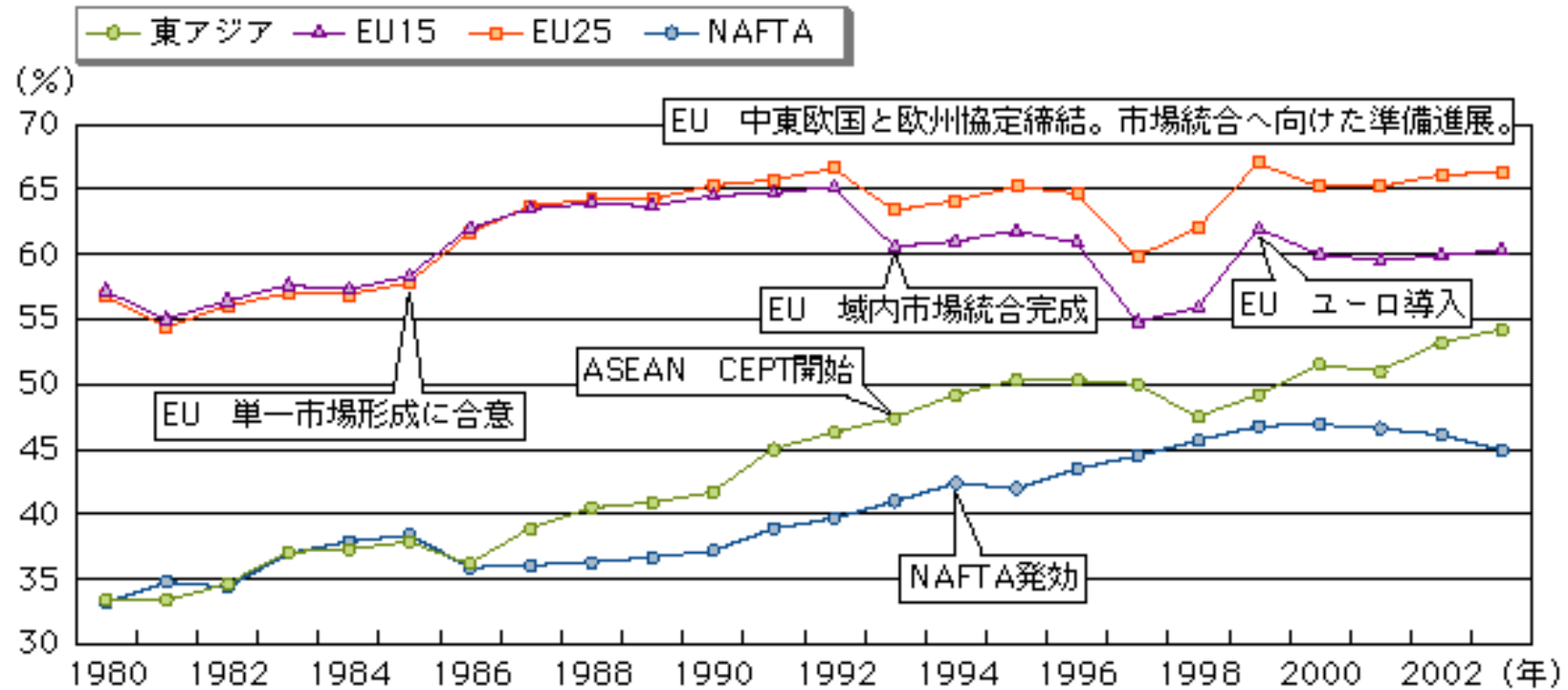
### 第二十条

この条約は、ひとしく正文である締約国の公用語により作成し、また、英語による合意された共通の訳文を付する。共通の訳文の解釈に相違がある場合には、交渉によって解決する。

以上の証拠として、締約国は、この条約に署名調印した。

千九百七十六年二月二十四日にバリのデンパサールで作成した。

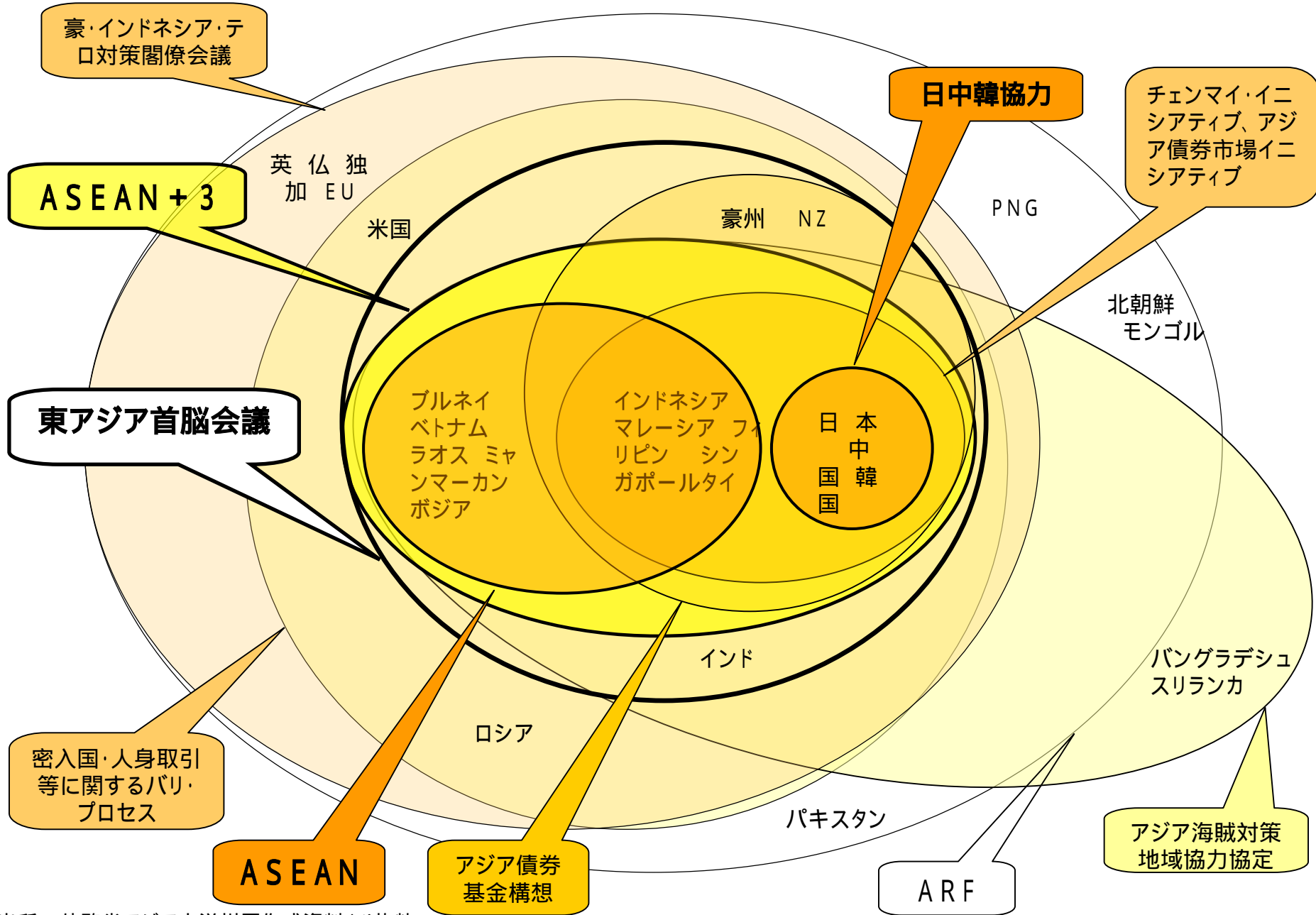
資料 4-4: 各地域の域内貿易比率



(備考) 東アジアには、日本、中国、韓国、香港、台湾、ASEAN10を含む。台湾を基準とした各国・地域の輸出入データは1989～2003年。ただし、各国・地域を基準とした台湾の輸出入データは1983～2003年を対象としている。

出所：「通商白書2005」第3-4-1図

# 資料4-5: 各種機能的協力・地域協力枠組みのイメージ図



出所：外務省アジア大洋州局作成資料より抜粋

## 資料4-6: オーストラリア、NZ、インドの貿易の東アジアへの依存度

(東アジアは、ASEAN+日本・中国・韓国・香港・台湾。日本のデータは、日本を除く東アジア)

(上段単位:百万ドル)

	1998年	2004年	増加分	伸び率
オーストラリアの東アジアへの輸出	28,581	46,144	17,563	61.4%
オーストラリアの輸出全体に占める東アジアの比率	42.8%	40.4%	-2.4%	
オーストラリアの東アジアからの輸入	26,685	53,854	27,169	101.8%
オーストラリアの輸入全体に占める東アジアの比率	47.6%	62.5%	14.9%	
ニュージーランドの東アジアへの輸出	11,489	20,340	8,851	77.0%
ニュージーランドの輸出全体に占める東アジアの比率	31.8%	32.3%	0.5%	
ニュージーランドの東アジアからの輸入	3,466	8,235	4,769	137.6%
ニュージーランドの輸入全体に占める東アジアの比率	27.6%	35.7%	8.1%	
インドの東アジアへの輸出	6,756	18,868	12,112	179.3%
インドの輸出全体に占める東アジアの比率	20.1%	25.0%	4.9%	
インドの東アジアからの輸入	42,162	99,835	57,673	136.8%
インドの輸入全体に占める東アジアの比率	23.4%	23.3%	-0.1%	
日本の東アジアへの輸出	131,712	270,182	138,470	105.1%
日本の輸出全体に占める東アジアの比率	34.0%	47.8%	13.8%	
日本の東アジアからの輸入	99,982	198,629	98,647	98.7%
日本の輸入全体に占める東アジアの比率	35.6%	43.7%	8.1%	

出所：IMF, Direction of Trade Statistics, CD-ROM December 2005及びADB, Key Indicators of Developing Asia and Pacific Countriesより三井物産戦略研究所作成

### 資料4-7: アジアの貿易自由化のスケジュール

協定等	先進諸国	発展途上諸国		FTA締結年月
		先発ASEAN諸国	後発ASEAN諸国	
APEC	2010年	2020年	2020年	未定
AFTA	-	2002年(2010年までにゼロ関税)	2007年(2015年までにゼロ関税)	1992年1月
		2020年までにASEAN経済共同体の創設		
ASEAN=中国	-	2010年	2015年	2004年11月
ASEAN=日本	-	2012年	2017年	2006年末
ASEAN=韓国		2010年(5%は2012年まで延長可)	2010年(5%の延長は期限記載なし)	2005年12月
ASEAN=インド	-	2011年	2016年	

サービス分野交渉中

タイを除く9カ国と締結

出所: アジア開発銀行河合正博総裁特別顧問、2005年12月20日講演資料 表5より作成

### 資料4-8: 東アジアにおけるFTA/EPA の進捗状況

発効 (発効年月日)	政府間交渉中 (交渉開始年月日)	作業部会・研究会で検討中
バンコック条約 (1976年)	シンガポール = メキシコ (2000年7月)	日本 = オーストラリア
ラオス = タイ (1991年)	シンガポール = カナダ (2002年1月)	日本 = チリ
ASEAN自由貿易協定(AFTA) (1992年)	シンガポール = チリ	日本 = インド
シンガポール = ニュージーランド (2001年1月)	シンガポール = P3 (CER、チリ)	日本 = スイス
日本 = シンガポール (2002年11月)	シンガポール = ヨルダン	日本・中国・韓国
シンガポール = オーストラリア (2003年)	香港 = ニュージーランド (2000年11月)	中国 = インド
シンガポール = EFTA (2003年1月)	日本 = フィリピン (2004年11月大筋合意)	韓国 = オーストラリア
シンガポール = アメリカ (2004年1月)	日本 = マレーシア (2005年12月署名)	韓国 = ニュージーランド
中国 = 香港 (2004年1月)	日本 = タイ (2005年8月大筋合意)	韓国 = インド
中国 = マカオ (2004年1月)	日本 = 韓国 (2003年12月)	韓国 = アメリカ
韓国 = チリ (2004年4月)	日本 = ASEAN (2005年4月)	韓国 = MERCOSUR
タイ = インド (2004年9月)	日本 = インドネシア (2005年7月)	韓国 = 中国
タイ = オーストラリア (2005年1月)	中国 = ニュージーランド (2004年12月)	シンガポール = 台湾
日本 = メキシコ (2005年4月)	中国 = チリ (2005年1月)	ASEAN = EU
中国・ASEAN (2005年7月)	中国 = オーストラリア (2005年5月)	マレーシア = インド
シンガポール = インド (2005年8月)	韓国 = カナダ (2005年7月)	インドネシア = インド
韓国 = シンガポール (2006年始め)	韓国 = メキシコ (2006年始め)	
韓国 = EFTA (2006年半ば)	タイ = バーレーン (署名)	
韓国 = ASEAN (2006年7月)	タイ = ペルー (2004年4月合意)	
	タイ = ニュージーランド (2005年4月署名)	
	タイ = アメリカ (2004年6月)	
	マレーシア = オーストラリア (2005年5月)	
	ASEAN = インド (2004年1月)	
	ASEAN = CER (2005年2月)	

注: 網掛けは東アジア諸国・地域(ASEAN+3 および台湾・香港)同士のEPAないしFTA。CERとはオーストラリア、ニュージーランドを指し、P3とはCERおよびチリを指す。

出所: Fukasaku, Kawai Plummer and Duval-Trzeciak (2005), Table を改訂したもの。

出所: アジア開発銀行河合正博総裁特別顧問、2005年12月20日講演資料 表4より作成

### 資料4-9: 経済連携の進捗状況

	2001	02	03	04	05	06	07	08	09	10		
我が国のEPA 取組状況											<p>東アジアでは日本企業を中心として国際分業ネットワークが構築され、実態が先行。</p> <p>より効率的な市場経済圏を実現すべく、関税撤廃のみならず、投資ルールを整備や経済協力等を含む質の高い経済連携協定を推進。(特に、自動車、鉄鋼等我が国にとっての戦略分野での大幅な市場開放を実現。)</p> <p>アセアン全体とのEPAの早期妥結を目指し交渉中。(ほか、チリとは交渉中、インド、豪州、GCC等とも交渉に向け研究・協議中。)</p> <p>韓国は日本の農水産品の関税撤廃案が不十分と主張。</p>	
	中国、韓国、 インドの FTA/EPA 取組状況											<p><u>中国、韓国は思いきった市場開放により、物品協定を先行させたFTAを推進。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中アセアンでは全品目の90%を2010年までに自由化。その他も一定の例外品目を除き、2018年までに自由化。</li> <li>・韓アセアンでは全品目の90%を2010年までに関税撤廃。その他も一定の除外品目を除き、2016年までに自由化又は関税引下げ。</li> </ul> <p>インドは東アジアへの関与を強化。サービス・投資・人の移動を含む包括的経済連携を推進中。</p>
		東アジア共同体 に向けた動き	1997年 第1回アセアン+3 首脳会合開催		2005年末 第1回東アジア サミット開催		2007年末 東アジア協力 第2共同宣言		2010年 APEC 日本開催			<p>東アジア共同体に向けた動きが今後加速化。2010年はAPECボゴール宣言(域内貿易自由化)の達成目標年であり、日本はAPEC開催国。</p>

資料4-10: チェンマイ・イニシアティブの進捗状況 (2005年11月末現在)

2国間スワップ協定	通貨	当初スワップ締結日	上限金額
日本 - 韓国	米ドル/ウォン	2001年7月4日	20億米ドル (a)
日本 - タイ	米ドル/バーツ	2001年7月30日	30億米ドル (双方向)
日本 - フィリピン	米ドル/フィリピン・ペソ	2001年8月27日	30億米ドル
日本 - マレーシア	米ドル/リングギット	2001年10月5日	10億米ドル (a)
中国 - タイ	米ドル/バーツ	2001年12月6日	20億米ドル
日本 - 中国	円/人民元	2002年3月28日	30億米ドル相当 (双方向)
中国 - 韓国	人民元/ウォン	2002年6月24日	40億米ドル相当 (双方向)
韓国 - タイ	米ドル/ウォン 又は米ドル/バーツ	2002年6月25日	10億米ドル (双方向)
韓国 - マレーシア	米ドル/ウォン 又は米ドル/リングギット	2002年7月26日	10億米ドル (双方向) 15億ドル (双方向)
韓国 - フィリピン	米ドル/ウォン 又は米ドル/フィリピン・ペソ	2002年8月9日	10億米ドル (双方向) 15億ドル (双方向)
中国 - マレーシア	米ドル/リングギット	2002年10月9日	15億米ドル
日本 - インドネシア	米ドル/ルピア	2003年2月17日	10億米ドル相当 60億米ドル
中国 - フィリピン	人民元/フィリピン・ペソ	2003年8月29日	10億米ドル
日本 - シンガポール	米ドル/シンガポール・ドル	2003年11月10日	10億米ドル 10億米ドル (双方向) +20億米ドル
韓国 - インドネシア	米ドル/ウォン 又は米ドル/ルピア	2003年12月24日	10億米ドル (双方向)
中国 - インドネシア	米ドル/ルピア	2003年12月30日	10億米ドル 20億米ドル
日本 - 韓国	円/ウォン	2005年5月	30億米ドル相当 (双方向)

注: (a)表示された金額は、新宮沢構想の下でコミットされたスワップ取り決め額(日・韓 50億ドル、日・マレーシア25億ドル)を含まない。

(b)いくつかのスワップ取り決めは以下に期限が到来し、現在更新交渉中: 中・タイ (2005年6月)、日韓、中韓はそれを実現させている。

出所: アジア開発銀行河合正博総裁特別顧問、2005年12月20日講演資料 表7及び外務省アジア大洋州局資料より作成

表4-11:日本のFTA締結交渉と実質GDPの増加効果

順位	相手国	交渉状況	GDPの増加幅(%)
1	中国	交渉未定	0.50
2	ASEAN *	2005年4月から交渉	0.24
3	アメリカ	交渉未定	0.23
4	EU	交渉未定	0.20
5	タイ	2005年8月大筋合意	0.14
6	オーストラリア	交渉未定	0.14
7	韓国	交渉中	0.10
8	カナダ	交渉未定	0.08
9	マレーシア	2005年12月署名	0.06
10	インド	共同研究へ	0.06
11	メキシコ	2004年4月発効	0.06
12	ブラジル	交渉未定	0.03
13	インドネシア	2005年7月から交渉	0.03
14	フィリピン	2004年11月大筋合意	0.01
15	ロシア	交渉未定	0.007
16	ニュージーランド	交渉未定	0.005
17	チリ	共同研究へ	0.002
18	シンガポール	2002年11月発効	0.002

\* ASEANは、主要5カ国の単純合計。

出所:「日本経済新聞」2004年12月31日。

## 2005年度アジア委員会 会合開催一覧

### ◇第1回正副委員長会議

日 時：2005年6月30日（木）  
場 所：経済同友会 事務局内 大会議室  
協 議：「今年度の委員会運営方針について」

### ◆第1回会合

日 時：2005年7月13日（水）  
場 所：帝国ホテル 3階 鶴の間  
テーマ：「東アジアにおける経済連携の将来像」  
講 師：三井物産戦略研究所 所長 寺島実郎氏

### ◇第2回正副委員長会議

日 時：2005年8月3日（木）  
場 所：経済同友会 事務局内 大会議室  
協 議：「東アジア経済共同体に関する提言の方向性について」

### ◆第2回会合

日 時：2005年8月9日（火）  
場 所：日本工業倶楽部 5階 第六会議室  
テーマ：「東アジアの国際関係における東アジア共同体の意義と課題」  
講 師：東京大学東洋文化研究所 所長 田中明彦教授

### ◆第3回会合

日 時：2005年9月28日（水）  
場 所：日本工業倶楽部 3階 中ホール  
テーマ：「EU統合の理念とプロセスをモデルとして東アジア共同体設立を考える」  
講 師：早稲田大学EU研究所 所長 福田耕治教授

### ◇第3回正副委員長会議

日 時：2005年9月28日（水）  
場 所：日本工業倶楽部 3階 中ホール  
協 議：「提言骨子案について」

### ◆第4回会合

日 時：2005年10月19日（水）  
場 所：銀行倶楽部 4階 中ホール  
テーマ：「東アジアの金融・通貨協力及び日本の貢献」  
講 師：独立行政法人経済産業研究所 所長 吉富勝氏  
協 議：「提言骨子案について」

### ◆「第31回日本ASEAN経営者会議」第1回事前勉強会（アジア委員会共同）

日 時：2005年10月31日（月）  
場 所：日本工業倶楽部 4階 第四会議室  
テーマ（1）：「ASEAN地域を巡る地域協力の動きと対日関係」  
講 師（1）：外務省アジア大洋州局南東アジア第二課 課長 滝崎成樹氏  
テーマ（2）：「ASEAN地域の経済情勢及びわが国の通商政策」  
講 師（2）：経済産業省通商政策局アジア大洋州課 課長 西山圭太氏

◆「第31回日本ASEAN経営者会議」第2回事前勉強会（アジア委員会共同）

日時：2005年11月16日（水）

場所：日本工業倶楽部 4階 第四会議室

テーマ：「日本・ASEAN 経済連携の課題及び日本のASEAN 投資」

講師：慶応大学グローバル・セキュリティ・リサーチ・センター 教授 榊原英資 氏

◆第31回日本・ASEAN経営者会議

日時：2005年11月23日（水）～24日（木）

場所：プラザ・アテネ・バンコク、ロイヤル・メリディアン・ホテル（タイ）

メインテーマ：「日本の投資と東アジア経済」

◆第5回会合

日時：2005年12月16日（金）

場所：経団連会館10階 1001号会議室

報告：「第31回日本・ASEAN 経営者会議結果報告」

協議：「提言骨子案について」

◆第6回会合

日時：2005年12月21日（水）

場所：クラブ関東 大ホール

テーマ：「アジアエネルギー環境パートナーシップ：アジア経済統合を支える機能的協力」

講師：独立行政法人経済産業研究所 副所長 田辺靖雄 氏

◇第4回正副委員長会議

日時：2005年12月21日（水）

場所：クラブ関東 大ホール

協議：「第31回AJBM 総括」「提言骨子について」

◆第7回会合

日時：2006年1月30日（月）

場所：日本工業倶楽部 5階 第六会議室

テーマ：「東アジア共同体実現への日本の役割－第1回東アジアサミットを踏まえて」

講師：外務省アジア太平洋局地域政策課 課長 山田滝雄 氏

協議：「提言案について」

◆第8回会合

日時：2006年2月15日（水）

場所：日本工業倶楽部 3階 中ホール

協議：「提言案審議」

◇第5回正副委員長会議

日時：2006年2月15日（水）

場所：日本工業倶楽部 3階 中ホール

協議：「提言案審議」

## アジア委員会

(敬称略)

### 委員長

槍 田 松 瑩 (三井物産 取締役社長)

### 副委員長

井 上 輝 一 (トヨタ自動車 顧問)

梶 明 彦 (ジャルパック 取締役社長)

門 脇 英 晴 (日本総合研究所 理事長)

竹 田 駿 輔 (オリックス 取締役兼執行役副会長)

米 澤 健一郎 (ソニー 顧問)

### 委員

青 木 巖 (アセット・マネジャーズ 取締役社長兼CEO)

足 助 明 郎 (ゴールドマン・サックス証券会社 会長)

油 谷 遵 (ガウス生活心理研究所 取締役社長)

市 川 護 (日本アジア航空 取締役社長)

井 上 明 義 (三友システムアプレイザル 代表取締役)

岩 尾 啓 一 (キャリア工学ラボ. 取締役社長)

大 島 文 雄 (電通 常任顧問)

兼 子 勲 (日本航空 常任顧問)

木 村 武 彦 (電通 専務取締役)

高 坂 節 三 (コンパースプロパティーズ L.L.C. ゼネラル・パートナー 日本代表)

児 玉 幸 治 (日本情報処理開発協会 会長)

今 野 由 梨 (ダイヤル・サービス 取締役社長・CEO)

重 久 吉 弘 (日揮 取締役会長・CEO)

菅 田 博 文 (テラルキョクトウ 取締役社長)

須 田 征 男 (東鉄工業 取締役社長)

給 田 英 哉 (ピーシーエー生命保険 監査役)

高 木 勇 樹 (農林漁業金融公庫 総裁)

高 橋 衛 (ドイツ証券 常勤監査役)

竹 内 透 (だいこう証券ビジネス 取締役社長)

田 中 重 信 (フジクラ 相談役)

田 沼 千 秋	(グリーンハウス 取締役社長)
田 村 哲 夫	(青葉学園 (東京医療保健大学) 理事長)
近 浪 弘 武	(日本コンベンションサービス 取締役専務)
辻 本 博 圭	(近鉄エクスプレス 取締役社長)
戸 田 敏 博	(理化電子 代表取締役)
永 井 秀 哉	(日本曹達 常任監査役)
西 村 英 俊	(双日 特別顧問)
原 田 滋	(機械産業記念事業財団 )
広 瀬 駒 雄	(ジョイント・コーポレーション 取締役)
深 田 信	(日本航空インターナショナル 常務取締役)
藤 田 實	(オグルヴィ・アンド・メイヤール・アジアパシフィック 取締役)
牧 達 也	(東海物産 取締役副社長)
益 子 隆	(JALブランドコミュニケーション 取締役社長)
松 島 正 之	(クレディ・スイス・ファースト・ホストン証券会社 シニア エグゼクティブ アドバイザー)
松 本 啓 二	(森・濱田松本法律事務所 弁護士・特別顧問)
三 好 孝 彦	(日本製紙グループ本社 取締役会長)
谷 代 正 毅	(富士重工業 監査役)
山 口 千 秋	(トヨタ自動車 常勤監査役)
横 田 捷 宏	(中小企業金融公庫 副総裁)
吉 田 晴 彦	(富士ゼロックス 取締役専務執行役員)
若 林 勝 三	(日本地震再保険 取締役会長)
和 地 孝	(テルモ 取締役会長兼CEO)

以上48名